

# 規則改訂と従業員同士のコミュニケーションで 「働き続けられる職場」を実現

特定非営利活動法人どんぐりパン

理事長  
篠崎 裕子氏

## DATA

代表者：篠崎 裕子  
創業：2006年4月  
業種：指定障がい福祉サービス事業所  
従業員数：正社員5人、パート職員12人  
所在地：東京都多摩市諏訪  
5丁目6番地3 106  
TEL：042-371-9236  
URL：<http://www.donguri-pan.com/>



## 「障がい福祉」の 難しさを乗り越え

特定非営利活動法人どんぐりパンは、多摩市内に三か所の事業所を持つ。今回取材に伺った「きちんと空」は、一階が食堂、二階は就労支援B型と生活介護の施設で、障がいのある利用者がパンやスイーツ、お弁当などを作っている。

正社員五名とパートスタッフ十二名は、ここに通う三十一名の利用者と一緒に、食堂やカフェで接客をしたり、調理したりするので、作業以外に利用者のサポートを求められる。利用者一人ひとりと向き合っており、作業をするのは、簡単なことではない。

実は、これが障がい福祉サービス事業所ならではの労務管理の難しさだ。「飲食業で働く」「障がい福祉に関わる」いずれかのイメージで応募してくる人もおり、ミスマッチが生じやすい。「福祉に関わりたい」という志望動機も、必ずしも現場の適性とは結びつかないこともある。

スタッフは経験者でも有資格者でもない普通の主婦が殆どなので、採用後、定期的に行われる学習会で、障がい福祉への知識を得ている。スタッフそれぞれにこの仕事への適性があるかどうか見極めるには、多少の時間がかかる。

## フレキシブルな対応で、 スタッフの定着を狙う

今回、専門家派遣で就業規則の改訂を行ったきっかけは、マイナ

## 専門家派遣スケジュール

- コンサルタント●  
社会保険労務士
- 改善取組項目●  
就業規則の整備見直し

平成27年11月13日

就業規則改訂に向け  
希望ヒアリング

平成27年12月9日

正職員とパート職員の時給比較について  
具体的に検討

平成28年1月22日

マイナンバー就業規則、労働条件通知書、  
マイナンバーチェックリスト等作成



となり、現場の責任者を任せられるのはハーダルが高く、働き方のステップアップを躊躇する傾向があると言う。そこで、有期契約の次に無期契約というステップをつ増やし、六か月以上継続して勤務している人は隨時正社員になれよう規則を緩和した。それまで正社員昇格の機会は年に一度だったが、適性のあるスタッフがいつでも正社員になれるので、雇用者側・労働者側双方にとつてメリットがある。

同事業所における出・遅出のシフト制は、子育て世代に対する理解度が低い現状で、遅出に対応するものが難しい。そこで、正社員になりたい子育て世代のためには、八時～十時七時勤務という、シフト制ではない正社員体制を新たに設けた。シフト制で動いている正社員もその体制



く。従業員はパートのまま続けることも、正社員になることも可能だ。

在籍している。通常のおなじみの  
スタッフには長く勤めて欲しいと考  
えているが、定着には仕事と家庭  
との両立が鍵だ。子どもが小さい  
主婦は「登下校や学校行事に合  
わせて働く時間を調整したい」、  
子どもが成長すると「教育費が  
かかるので長時間働いて収入を得  
たい」、子育てが終わると「親の  
介護と両立をしたい」など。

家族の顔が見えるか、  
良好な関係が築ける

現場を三ヵ所抱える同事業所だが、年に三～四回、全体で懇親会を開いている。幹事によつては懇親会だけでなく、バーベキューや登山も企画しており、この三月にはお揃いのTシャツで多摩ロードレースに参加する予定だそう。

懇親会は子連れ可能な企画も多いので、スタッフはお互いの子どもと顔見知りだ。家庭状況も理

講師を招いて、従業員が職場環境を考えるための研修を行うことでも考へている。従業員は常に利用者と一緒に行動するので、高い緊張感が求められる。そこで、福利厚生として自抜きの場所となるような店舗を新たに運営したいと同事業所は考へている。従業員同士のコミュニケーションの場も増え、現場はさら

今後は、職場環境向上のため  
に、職員会議では出てきづらい、  
規則と実態の差から生じる不満  
も汲んでいきたいと言う。次の改  
訂に向け、第三者である外部の  
講師を招いて、従業員が職場環  
境を考えるための研修を行うこと  
も考えていくそうだ。

解しやすくなり、ビジネスライクな関係を超えたつながりが生まれやすい。多様な働き方を理解し合う上で、人間関係は非常に大事だ。「子どもが熱を出した」と急に休んでも、思いやりの気持ちを持つて助け合うことができるか



れでは従業員の得意不得意や仕事効率により不公平さが生じる。そこで、効率よく仕事ができるよう作業分担を見直すと同時に、「含み残業手当を支給する」という文言のみであつた賃金規程を、スタッフごとに内容を変更できるよう修正した。

所として駐車場を確保したり、仕事を中抜けして学校行事に参加できるよう時間単位の年休を設けたりという配慮もしている。

#### 就業規則の変更点

細やかな規則作りを目指すのは、理事長自身がスタッフ時代に規則の必要性を強く感じていたからだそうだ。役員のさじ加減で対応が変わっては、全員の納得は得られない。質疑応答の際に根拠となる規定を示すことが、信頼関係の構築には欠かせないのだと感じた。

● 社会保険労務士・宮下麻衣子